

文京区立第一中学校同窓会 会則

- 第1条 本会は文京区立第一中学校同窓会と称する。役員会・常任委員会は学校で行う。
同窓会費の出入は同窓会が責任をもって行う。通帳と印鑑は学校の事務室の金庫に置く。
〒112-0021 文京区小石川5-8-9
電話番号 03-3811-7271
- 第2条 本会は会員相互、の親睦をはかり、教養を高めることを目的とする。
- 第3条 本会は、文京区立第一中学校の卒業生をもって構成し、母校の関係職員を客員とする。
- 第4条 本会は、次の役員を置く。
- | | |
|------|----------------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 庶務 | 2名(うち1名は第一中学校職員とする。) |
| 会計 | 2名 |
| 会計監査 | 2名(うち1名は第一中学校職員とする。) |
- 第5条 本会は、次の委員を置く。
1. 常任委員(必要な時に役員会で指名する)若干名
- 第6条 役員を選出は、次の通りとする。
1. 役員候補者は、常任委員会で指名し、役員会で承認をうける。
- 第7条 役員、委員の任務は次の通りとする。
1. 役員は本会を代表する会長を中心として、会務を統理し、会の運営にあたる。
 2. 常任委員は、委員会において役員候補者を指名し、会の運営にあたる。
- 第8条 本会の役員、活動方針は毎年、春の総会の多数決をもって決議とする。活動の中心は役員会とする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時役員会を開くことができる。
- 第9条 本会は、会員会費をもって運営にあてる。会員会費は、終身会費とし、500円と定める。ただし、会費は卒業時に納入する。会長または副会長が卒業式前に、卒業生に同窓会について説明する。

- 付 則
1. 昭和 53 年 4 月 1 日設立
 - 2 会則・会費の変更は、役員会において承認を必要とする。
 3. 役員は 7 0 歳までとする。
 4. 本会則は、令和 6 年 4 月 1 日より実施するものとする。

付 則 4. 会の役員は次の会員とする。

令和6年度

会長	武井 知子	文京区千石 3-10-13-302	
副会長	塚本謙太郎	吉田慶子	
庶務	眞田潤子	第一中学校 副校長	
会計	石原絵里子	福井和子	
会計監査	上里明子	第一中学校 教務主幹	

この会則の記載内容については事実と相違ないことを証明します。

住所

代表者

印